



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

土壤汚染対策法に基づく調査等に関するガイドラインの公表について

環境省は、平成22年7月23日に、土壤汚染対策法に基づく適切な調査及び措置並びに汚染土壤の適正な運搬及び処理を行う際の指針となる「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(暫定版)」、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン(暫定版)」及び「汚染土壤の処理業に関するガイドライン(暫定版)」について公表しました。その概要を以下に示します。

1. 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(暫定版): どのような場合に調査を行うことになるのかまたは区域の指定等の考え方等について解説されています。あわせて、土壤汚染状況調査やオンサイト措置を実施する際の技術的基準等について紹介されています。
2. 汚染土壤の運搬に関するガイドライン(暫定版): 汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する際の手続きから要措置区域等外において汚染土壤を運搬する際に従わなければならない運搬基準等について紹介されています。
3. 汚染土壤の処理業に関するガイドライン(暫定版): 改正法により新たに創設された汚染土壤処理業の許可に申請の手続きやその許可の基準について解説されています。あわせて、汚染土壤処理業者が汚染土壤を処理する際に従わなければならない処理基準等について紹介されています。

これらのガイドラインは、環境省のホームページから全文をダウンロードすることが可能となっています。(http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html)

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年7月23日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行 環境省

環境省は、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の一部施行、及び日本工業規格(JIS)の変更に伴い、所要の改正を行いました。

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」のうち、大気汚染防止法第17条2(事業者の責務規定)を追加する規定が平成22年8月10日より施行となりました。これにより、ばい煙の排出状況の把握及び当該排出を抑制するために必要な措置を講ずることを、事業者に義務付ける内容が盛り込まれました。これは各事業者による自主的な公害防止の取組を促進していくことが狙いです。

この改正の背景には、一部企業による排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生や、環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化したことがあります。

また、日本工業規格(JIS)の変更に伴い、大気汚染防止法施行規則別表3の備考欄に掲げる有害物質の測定方法を改め、平成22年8月10日より施行となりました(ただし、塩素にかかわるものは平成22年10月1日施行)。

当社では、快適環境創造の為の情報提供をしております。お気軽にご相談ください。

資料 2010年8月4日付 環境省 報道発表資料

衛生技術箇所 齋藤綾美

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [アスベスト大気濃度調査結果について\(平成21年度\)](#)
2. [「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」報告書について](#)
3. [子供用製品中の鉛含有量についてコメントを要請](#)
4. [国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の使用実態調査結果について](#)
5. [廃棄物処理法改正に伴う政省令事項の素案について](#)



RoHS指令の公定分析法である IEC 62321 の追加申請が認定されました!

当社が既に認定を取得している試験所認定の国際規格 ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) において、IEC 62321 7 及び 8 の認定範囲への追加申請が、認定機関である(財)日本適合性認定協会(JAB)より認められました。より信頼性の高い結果をご提供いたします。

お問い合わせはこちら